

建築局「受注者希望型女性定着（活躍）モデル工事」実施要領

制定 令和6年6月25日（建営第491号局長決裁）

（目的）

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組の一つとして、女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向け女性も働きやすい現場の環境整備を推進する「受注者希望型女性定着（活躍）モデル工事」（以下「女性定着モデル工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

（試行工事の適用）

第2条 横浜市建築局が発注する建築工事で、女性定着モデル工事を実施する場合には、発注者は、当該工事が女性定着モデル工事である旨を現場説明書に明示する。

2 受注者は、女性定着モデル工事の適用について契約後速やかに監督員と協議することができる。

（女性技術員の配置）

第3条 受注者は、現場代理人、主任（監理）技術者又は担当技術者のいずれかに、女性の技術者を配置し、作業に従事させる。現場代理人及び主任（監理）技術者は工事請負契約約款第11条で定める者とし、担当技術者は、当該工事現場に常駐し、工事の施工計画、工程管理、品質管理その他の技術上の管理や、当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う者とする。

2 女性の技術者は、工期の半分以上の日数を配置すること。

3 現場代理人は、工事請負契約約款等に定めた手続きを行い、代替りの女性の現場代理人を配置することができる。

4 主任（監理）技術者は当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合、工事請負契約約款等に定めた手続きを行い、代替りの女性の主任（監理）技術者を配置することができる。

5 担当技術者は、工事契約日において受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、雇用を確認出来る書類の写しを提出する。なお、真にやむを得ない理由により変更する場合、代替りの女性の担当技術者を配置することができる。途中で交代する場合、変更日において受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、雇用を確認できる書類の写しを速やかに提出することとする。

6 やむを得ない事情により代替りの女性の技術者の配置が難しいと監督員が認める場合は、第2項から第5項の規定に関わらず、代替りの女性の技術者を配置しないことができる。

（必要な環境整備）

第4条 受注者は、計画書を取りまとめ、監督員と協議し内容の承諾を得た上で次の環境整備を行う（ア及びイは必須、ウは任意。）。

- ア 女性専用の休憩（更衣）室の設置※1
- イ 女性専用の快適トイレの設置※2
- ウ 女性技術者活躍のPR※3

※1 原則、専用部分として床面積を5㎡以上とすること。

※2 「建築工事における快適トイレの設置に関する特記仕様書」第2条及び第3条を準用する。

※3 当該工事における女性技術者の業務や働く環境等の広報活動をする事（例：建築系学科学
生を対象とした現場見学会等）

（実績の確認）

第5条 受注者は、施工中において使用する前条による休憩室、快適トイレ、及び女性技術者活躍の広報活動がわかる資料（写真を添付したもの）を監督員に提出することとする。

（アンケート調査への協力）

第6条 受注者は、発注者が女性定着モデル工事の検証のために行うアンケート調査に協力することとする。

（試行工事における設計変更及び工事成績評定）

第7条 発注者は、第4条「必要な環境整備」のア 女性専用の休憩（更衣）室及びイ 女性専用の快適トイレに要する費用を市が定める基準に基づき算定し、受注者との協議により設計変更時に計上する。

2 発注者は、第4条「必要な環境整備」のウ 女性技術者活躍のPRのために広報活動を行った場合は、工事成績評定で加点対象として評価する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和6年6月25日以降起工（決定）する案件から適用する。